

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会所有自動車貸出要綱

平成 17 年 4 月 1 日
要 綱 第 5 号
改正 平成 23 年 3 月 16 日要綱第 2 号
平成 25 年 5 月 23 日要綱第 2 号
令和元年 9 月 19 日要綱第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会所有自動車管理規程(以下「規程」という。)第 7 条に定める社会福祉法人高梁市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の事業推進に係る活動を行うため、福祉団体等が自動車を使用することに関し必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第 2 条 自動車の使用者は、高梁市総合福祉センター運営要綱第 7 条で定める団体とする。

(使用許可等)

第 3 条 福祉団体等で自動車を使用するもの(以下「使用者」という。)は、高梁市社会福祉協議会所有自動車運転使用許可申請書(以下「申請書」という。様式第 1 号)を提出し、会長の許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を許可した場合、速やかに高梁市社会福祉協議会所有自動車使用許可書(様式第 2 号)を使用者に通知するものとする。

3 使用者は、自動車の使用後すみやかに高梁市社会福祉協議会所有自動車使用報告書(様式第 3 号)を会長に提出するものとする。

4 自動車の使用期間は、原則 1 日とし、午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分の間とする。

(費用負担と責任)

第 4 条 使用者は、次に定める費用の負担及び責任を負うものとする。

(1) 運行に必要な燃料、駐車料金、高速道路利用料等その他車の運行管理に必要な経費

(2) 使用中に生じた損害賠償等の一切の責任。ただし、市社協が加入している自動車保険で対応できるものを除く。

(3) 使用中の事故により、市社協の業務に支障をきたした場合に使用した代替車両に係る経費

(安全運行)

第 5 条 自動車を使用するものは、あらかじめ安全運行責任者を定め、会長の承認を得るものとする。安全運行責任者は使用する組織の代表とともに事故防止のため万全の注意

を払うものとする。

- 2 万一事故が発生したときは、安全運行責任者は使用者とともに誠意をもって事故処理にあたり、連帯して法律上の責を追うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日要綱第2号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月23日要綱第2号）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（令和元年9月19日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。